

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第6条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 目的

本業務は、徳島県南部総合県民局県土整備部（阿南庁舎）における今津坂野海岸（今津地区）及び見能林海岸において、「海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）」（以下、マニュアル）に基づき海岸保全施設の長寿命化計画の策定を行うものである。

2 対象施設

本業務の対象施設は、海岸保全区域に位置するすべての堤防・護岸等、離岸堤等、水門・陸閘等とする。

（参考）

① 今津坂野海岸（今津地区）

海岸保全延長：3, 103m

突堤：35基，離岸堤：13基

陸閘：18基，樋門2基

② 見能林海岸

海岸保全延長：600m

潜堤・人工リーフ：3基，陸閘：1基

3 実施内容

1) 計画準備

本業務の目的・主旨を十分理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針および作業スケジュールを検討し、業務計画書を作成する。

2) 資料収集整理

前回の計画策定時から実施した工事・調査・設計関連資料を収集整理し、今回策定する長寿命化計画に反映する。

3) 定期点検

① 一次点検

施設の防護機能に影響を及ぼす変状の把握として天端高の沈下等を確認するとともに、施設全体の変状の有無を把握するため、延長、周辺構造物との相対移動、沈下・陥没、ひび割れ、剥離・剥落・欠損等を確認する。（マニュアル，表4.2～4.8）

さらに、一次点検の結果から二次点検の必要数量を算出し、当該業務実施中に二次点検の提案及び見積書の提出を行う。

対象施設は、すべての堤防・護岸等，離岸堤等，水門・陸閘等。

4) 評価

変状ランクは、土木構造物を対象に、スパン・構造物毎に、対象施設の劣化や被災による変状が部位・部

材の性能に及ぼす影響について a, b, c, d ランクで評価する。

健全度評価は、土木構造物を対象に一定区間毎に、変状及び変状ランクを踏まえ、対象施設の防護機能について、A, B, C, D ランクで総合的に評価する。（マニュアル，表-5.1~5.27）

水門・陸閘等については、土木構造物と設備部分の健全度評価から総合的健全度評価を実施する。設備部分については、構成要素である機器等の物理的耐用限界を把握し、当該機器等の健全度評価を行うものとする。

5) 長寿命化計画の策定

- ① 点検に関する計画の作成。
- ② 修繕等に関する計画の作成。
- ③ 長寿命化計画の策定。（マニュアル 図-7.1参照）

※併せて、平面図，縦断図，標準断面図を作成すること。

6) 報告書作成

前述までの作業の方法，過程，結論について記した報告書を作成する。

提出する成果は次のとおりである。

- ① 紙媒体 1部
- ② 電子データ 2部（正・副2枚） ※庁舎分，河川整備課分

7) 打ち合わせ協議

打合せ協議は原則として，次の時点で実施する。

ただし，電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮すること。

- ① 業務着手時
- ② 中間打合せ時（2回）
- ③ 成果品納入時